

熊本市子ども会連合会表彰規定

県子連が行う表彰は、この規定に定めるところによる。

第1条（目的）

子ども会活動育成にあたっている指導者・育成者（組織を含む）、シニア・リーダー、ジュニア・リーダー及び地域において健全な子ども会活動につとめ優秀な成績をあげている子ども会に対して、その業績を表彰し今後における子ども会活動の振興をはかる。

第2条（表彰基準）

1. 団体表彰

「子ども会（単位）」、「指導者及び育成者組織」、「ジュニア・リーダー組織」の3領域の団体表彰とし、いずれも5年以上にわたり継続して活動し、その業績が顕著であるもの。

2. 個人表彰

「指導者・育成者」、「シニア・リーダー」「ジュニア・リーダー」の3領域の個人表彰とし、「指導者・育成者」は10年以上、「シニア・リーダー」はジュニア・リーダーを含め8年以上、「ジュニア・リーダー」は5年以上にわたり子ども会活動の指導又は育成等に尽力し、その功績が顕著であるもの。

3. 感謝状

団体、個人で子ども会活動振興に著しく寄与したもの、及び県子ども会連合会の理事を退いたもの。

第3条（推薦者）

推薦については次の方法によるものとする。

1. 市町村子連で協議のうえ代表者が推薦する。
2. 理事会で協議のうえ会長が推薦する。

第4条（推薦方法）

1. 被表彰団体及び個人の推薦は、市町村連合体の代表者によってすでに表彰されたものであるか、あるいは、県子連会長がこれと同等と認めたものであること。
2. 既に県子連で表彰(5年以内)されたものは除く。

第5条（選考）

1. 選考は本会の選考委員会で行う。選考委員会は会長、副会長で構成する。
2. 選考の結果は推薦者を通して被表彰団体（者）に通知する。

第6条（表彰）

1. 子ども会、ジュニア・リーダー（組織を含む）の表彰は県子ども会大会において、その他の表彰は県子ども会総会において行う。
2. 被表彰団体（者）には、表彰状ならびに記念品を贈呈する。

附則

1. 本規定は昭和52年5月19日より施行する。
2. 昭和57年9月16日一部改正。
3. 表彰手続き等は別に定める。
4. 昭和62年12月5日一部改正。
5. 平成4年6月5日一部改正。
6. 平成20年5月31日一部改正。
7. 平成22年5月29日一部改正。
8. 平成28年5月21日一部改正。郡市子連枠を除去